

令和3年度
(2021年度)

監査結果報告書

吹田市監査委員



3 監 第 5 2 2 号
令和 4 年 4 月 6 日
(2022年)

吹田市監査委員 橋本 敏子
吹田市監査委員 谷 義孝
吹田市監査委員 橋本 潤
吹田市監査委員 柿原 真生

令和 3 年度（2021年度）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定により令和3年度の監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

目 次

	ページ
第1 吹田市監査基準に準拠した旨	1
第2 監査の種類	1
第3 財務監査及び行政監査（定期監査）	
1 監査の対象	1
2 監査の着眼点	2
3 監査の実施内容	2
4 監査の結果	2
5 意見	4
第4 工事監査	
1 監査の対象	5
2 監査の着眼点	5
3 監査の実施内容	6
4 監査対象工事の概要	7
5 監査の結果	7
第5 財政援助団体等監査（出資団体）	
1 監査の対象	8
2 監査の着眼点	8
3 監査の実施内容	8
4 公益財団法人吹田市国際交流協会に係る監査の結果及び意見	9
5 公益財団法人千里リサイクルプラザに係る監査の結果及び意見	10
6 吹田市開発ビル株式会社に係る監査の結果及び意見	11
第6 財政援助団体等監査（指定管理者）	
1 監査の対象	12
2 監査の着眼点	12
3 監査の実施内容	13
4 指定管理者の概要等	13
5 監査の結果	14
6 意見	14
第7 今年度の監査結果報告の記載について	15

第1 吹田市監査基準に準拠した旨

本監査結果報告に記載の監査は、いずれも吹田市監査基準に準拠して行いました。

第2 監査の種類

本監査結果報告に記載の監査の種類は、財務監査及び行政監査（定期監査）、工事監査、財政援助団体等監査（出資団体）並びに財政援助団体等監査（指定管理者）です。

第3 財務監査及び行政監査（定期監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定する本市の財務に関する事務その他の事務の執行について、原則として令和3年度の事務を対象として、監査を行いました。

(2) 対象部局（組織の名称は、監査実施時点のものです。）

ア 児童部（子育て政策室、子育て給付課、家庭児童相談室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室及びこども発達支援センター並びにはぎのきこども園、吹田第三幼稚園、片山幼稚園、南山田幼稚園、南千里保育園、垂水保育園及び千三保育園）

イ 福祉部（福祉総務室、総合福祉会館、生活福祉室、福祉指導監査室、高齢福祉室及び障がい福祉室）

ウ 健康医療部（健康まちづくり室、休日急病診療所、国民健康保険課、保健医療室、衛生管理課、地域保健課及び保健センター）

エ 環境部（環境政策室、環境保全指導課、事業課、資源循環エネルギーセンター及び破碎選別工場）

オ 都市計画部（都市計画室、計画調整室、開発審査室、住宅政策室及び資産経営室）

カ 土木部（総務交通室、道路室、公園みどり室及び地域整備推進室）

キ 学校教育部（教育総務室、学校管理課、学務課、教育政策室、保健給食室、学校教育室、教職員課及び教育センター）

※ 小学校及び中学校の監査については、予定していた時期の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、実施しませんでした。

2 監査の着眼点

(1) 重点項目

ア 契約及び履行確認の事務

契約の相手方の選定及び契約の締結並びに履行の確認の事務が適正に行われているか。

イ 支出負担行為の事務

適正な時期に支出負担行為の整理が行われているか。

(2) その他の着眼点

ア 次に掲げる事務が、法令等に従い、かつ、必要な決裁を受け、適切に執行されているか。

(ア) 公金の徴収及び滞納整理の事務

(イ) 補助金及び交付金の交付並びに貸付金の貸付けの事務

(ロ) 損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務

(ハ) 現金及び有価証券の取扱い並びに財産の管理の事務

(ニ) 出張の命令及び復命並びに旅費の支給の事務

(ホ) 施設の使用の許可、使用料の徴収その他施設管理の事務

イ 内部統制体制が整備され、適切に運用されているか。

ウ 事務事業が経済的かつ効率的に執行されているか。

エ 事務事業が市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られるよう執行されているか。

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和3年10月1日から令和4年3月29日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象部局の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象部局の会議室等で、関係書類を抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による監査（以下「本監査」といいます。）においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び徴取した事項の評価を行いました。

事前監査及び本監査は、いずれも、吹田市監査基準に準拠し、令和3年度定期監査及び行政監査実施計画に基づき、監査の着眼点を踏まえて行いました。

4 監査の結果

(1) 上記の第1及び第3の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、

重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務が法令に適合し、正確に、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、監査対象部局がその組織及び運営の合理化に努めていると認めました。ただし、エ及びクに掲げる事務については、(2)に記載の是正を要する事項が見受けられました。

- ア 納入通知、督促等の公金の徴収の事務
- イ 物品出納を含む物品購入の事務
- ウ 報酬、負担金等の支出の事務
- エ 入札、見積合せ、随意交渉等の契約の相手方の選定、契約の締結、契約の保証の取得、履行の確認等の契約事務
- オ 補助金等の交付の事務
- カ 未収貸付金の督促を含む貸付金の貸付けの事務
- キ 保険証券の保管を含む損害賠償責任保険等の加入の事務
- ク 現金及び切手その他有価証券の取扱いの事務
- ケ 備品台帳の整理を含む公印その他の備品の管理の事務
- コ 旅費の支給の事務
- サ 行政財産の目的外使用許可並びに使用料の減免及び徴収の事務
- シ 普通財産の貸付け並びに貸付料の決定及び徴収の事務
- ス 法令に基づく保守点検等の施設の管理の事務
- セ 予算流用の事務

(2) 監査実施時点において見受けられた是正を要する事項は、次のとおりです。

- ア 福祉部福祉総務室の事務に関し、現金保管記録台帳について、現金を保管中であるにもかかわらず保管終了日時が記載されている、現金の保管を終了しているにもかかわらず保管終了確認者印が押印されていないなど、台帳の様式が時系列に沿って整理されていないことに起因すると見られる誤りがありました。（現金・切手・備品管理）
- イ 福祉部障がい福祉室の事務に関し、障害者等地域活動支援センターⅠ型業務委託契約（契約金額 15,126,323円）において、財務規則第115条第1項第3号の解釈を誤り、契約の保証を免除できる場合に該当しませんが、免除していました。（契約事務）
- ウ 健康医療部休日急病診療所の事務に関し、保管する切手について、切手受払簿が作成されていませんでした。（現金・切手・備品管理）
- エ 健康医療部保健医療室の事務に関し、保健所庁舎清掃業務委託契約において、仕様書によると、受託者は業務体制に関する届、業務計画書及び月間作業完了報告書を市に提出することとなっていますが、提出されていませんでした。（契約事務）
- オ 健康医療部保健医療室の事務に関し、保健所等消防設備点検業務委託契約（令和2年6月16日から令和5年6月15日まで）について、業務内容は年2回の点検であり、長期継続契約に関する条例に規定するところの経常的かつ

継続的に役務の提供を受ける必要があるものには該当しませんが、長期継続契約を締結していました。

また、長期継続契約として毎月同額の委託料の支払を約定したために、令和5年度（令和5年4月1日から同年6月15日まで）には履行すべき点検業務がないにもかかわらず、同年度予算での委託料を支出することになっていました。（契約事務）

カ 健康医療部保健センターの事務に関し、予防接種予診票等印刷・印字及び封入封緘業務委託契約（単価契約）において、入札書の単価の10倍の単価で契約書を作成していました。（契約事務）

キ 児童部保育幼稚園室の事務に関し、北千里保育園跡地敷地内保育所設置事業基本協定に基づく一般定期借地権設定契約において、「月額算定方法は第5条第3項に定めるとおり」（正しくは第8条第3項）、「第3条に定める契約期間」（正しくは第6条）、「第17条第1項から第3項までのいずれかの規定により本契約を解除した場合」（正しくは第21条第1項から第3項まで）（2箇所）、「第27条に定める損害賠償の予定」（正しくは第24条）及び「第6条第1項の規定による契約保証人の預託」（正しくは第10条第1項）の計6箇所の引用条項の誤りがありました。（契約事務）

ク 児童部保育幼稚園室の事務に関し、病児・病後児保育室予約システム構築業務委託契約において、契約の保証として履行保証保険契約の締結を約定していましたが、当該契約がされていませんでした。

また、特記事項によると、受託者は個人情報取扱責任体制等の報告書を市に提出することとなっていますが、提出されていませんでした。（契約事務）

5 意見

- (1) 入札について、入札予定価格を超える入札しかなかったといった事態や、入札した事業者が1者しかなかったといった事態が見受けられますが、価格において競争性を求めることが適切であると判断して入札をする以上は、そのような事態にならないよう、適正な予算措置を行う、入札に係る業務の仕様を見直すなどして、競争性が担保されるよう対策を講じてください。
- (2) 債権の回収について、職権による財産調査ができない私債権の滞納者に関しても、事前に財産調査の同意を得る他市の制度なども参考にして、債権回収の向上に努めてください。
- (3) 光熱水費の利用者負担について、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の利用者負担を免除する場合には、免除対象者の特性、使用目的など免除の理由を明らかにし、説明責任を果たせるようにしておいてください。
- (4) ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、リンクの設定された箇所の見出しを分かりやすくする、ページの最終更新日を表示す

るなど、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。

- (5) 財務監査の重点項目の契約事務について、ミスが昨年度に比べ減少しています。監査対象部局の改善に向けた取組の成果であると思われますので、引き続き適切な事務処理に努めてください。
- (6) 事務処理の手順に係る庁内ルールについて、ルールが多くなりすぎると職員の注意がルールに従うことそのものに集中し、そのことから、ルールの意味を二の次にし、「ルールに従ってさえいれば良い」というような、考えない姿勢が助長されるおそれがあります。このような事態を回避するため、業務プロセス改善として、煩雑化した事務処理の手順を簡素化する方向で庁内ルールの見直しを行ってください。

第4 工事監査

1 監査の対象

(1) 対象事務

地方自治法第199条第1項に規定する本市の財務に関する事務のうち、工事の設計、施工等について監査を行いました。

(2) 対象工事

吹田市立千里丘中学校校舎増築工事（建築工事）

※ 監査対象工事は、進捗状況等を勘案して選定しました。

2 監査の着眼点

(1) 計画

ア 計画及び事業決定の手續が適正に行われているか。

イ 工事の計画関係書類が整備されているか。

ウ 工事施行の決裁手續が適正に行われているか。

(2) 設計

ア 事業目的に適合しているか。

イ 法令等に適合しているか。

ウ 設計基準、設計資料等の整備及びその運用が適切に行われているか。

エ 現地の状況が十分に調査され、設計に反映されているか。

オ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書が的確に作成されているか。

カ 工期の設定が適切に行われているか。

キ コスト削減意識が反映されているか。

ク 省資源、省エネルギー及び材料のリサイクル等の実施による環境への配慮が行われているか。

ケ 維持管理が容易か。

(3) 積算

- ア 積算基準、積算資料等の整備及びその運用が適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価が適正か。また、施工の条件等が歩掛及び単価に的確に反映されているか。
- ウ 数量及び金額が正確か。また、その算出根拠が明確か。
- エ 諸経費が適切に算出されているか。
- オ 排出される有価物が積算に適切に反映されているか。

(4) 契約

- ア 入札及び契約の方法の選択のための手続が適切に行われているか。
- イ 入札の公告等の諸手続が適正かつ公正に行われているか。
- ウ 予定価格及び最低制限価格の算定及び秘密保持が適正に行われているか。
- エ 契約書等の関係書類及び帳簿が確実かつ的確に整備されているか。
- オ 契約保証金の取扱いが適正に行われているか。

(5) 施工

- ア 官公庁に対する工事施工に関する必要な手続が行われているか。
- イ 工事施工計画が適切か。また、施工計画書及び工程表が整備されているか。
- ウ 設計図書どおりに施工されているか。
- エ 法令等を遵守して施工されているか。
- オ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類が整備されているか。
- カ 各種検査、材料試験等が適正に行われているか。また、その記録が整備されているか。
- キ 現場の安全管理が適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理が適切に行われているか。
- ケ 工期変更及び設計変更の理由、内容及び変更の時期が適切か。
- コ 関連工事との連絡調整が適切に行われているか。
- サ 環境に配慮した施工がなされているか。

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和3年9月28日から令和4年3月29日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び工事現場

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、関係書類の提出を求め確認し、監査委員室で関係職員から事情を聴取するとともに、工事現場での調査を実施しました。

事前監査のうちの工事の技術に関する調査は、専門的知識を必要とするた

め、技術士で組織される団体である協同組合総合技術士連合からの助言を得て実施しました。

監査委員全員による本監査においては、工事現場で、調査を実施するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

事前監査及び本監査は、いずれも、吹田市監査基準に準拠し、令和3年度工事監査実施計画に基づき、監査の着眼点を踏まえて行いました。

4 監査対象工事の概要（契約金額及び工期は監査時点のものです。）

(1) 名称

吹田市立千里丘中学校校舎増築工事（建築工事）

(2) 種類

建築一式

(3) 場所

吹田市青葉丘南15番1号

(4) 内容

校舎増築工事、昇降機設備工事、外構工事、既存校舎改修工事、既存建物解体工事

(5) 契約金額

575,410,000円

(6) 工期

令和2年10月7日から令和4年2月28日まで

(7) 関係部局

学校教育部教育政策室（事務事業所管）、都市計画部資産経営室（工事執行所管）及び総務部契約検査室（契約手続所管）

5 監査の結果

上記の第1及び第4の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務が事業目的及び法令に適合し、正確に、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われていると認めました。

なお、(4)に掲げる事務に関し、玉掛けワイヤーの点検結果の表示方法に改善の余地がありましたが、助言により直ちに改善されました。

(1) 設計に係る事務

(2) 契約の相手方の選定等の契約事務

(3) 工事施工及び工程管理に係る事務

(4) 安全管理に係る事務

第5 財政援助団体等監査（出資団体）

1 監査の対象

(1) 対象事務

地方自治法第199条第7項に規定する本市が資本金等の4分の1以上を出資している法人の当該出資に係る出納その他の事務の執行について監査を行いました。

(2) 対象団体

ア 公益財団法人吹田市国際交流協会

イ 公益財団法人千里リサイクルプラザ

ウ 吹田市開発ビル株式会社

2 監査の着眼点

- (1) 定款、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 事業成績及び財政状況が適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 経営成績及び財政状態が良好か。
- (6) 出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。また、領収書等の証書類の整備及び保存が適切か。
- (7) 会計経理及び財産管理が適切か。
- (8) 資金の運用が適切か。また、経費節減が図られているか。
- (9) 現金、預金通帳及び銀行印の管理体制が適切か。
- (10) 経済性、効率性及び透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。
- (11) 内部統制の体制が適切に整備され、運用されているか。

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和3年9月14日から令和4年3月29日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体の施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象団体の施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体から説明を聴取し、提出を受けた監査資

料及び徴取した事項の評価を行いました。

事前監査及び本監査は、いずれも、吹田市監査基準に準拠し、令和3年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、監査の着眼点を踏まえて行いました。

4 公益財団法人吹田市国際交流協会に係る監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人吹田市国際交流協会の概要

ア 設立年月日

平成3年(1991年)3月12日(平成25年(2013年)4月に財団法人から移行)

イ 団体の目的

当団体は、国際交流事業を効果的かつ積極的に実施することにより、吹田市の国際化に寄与するとともに、国際相互理解の増進と国際友好親善の促進を図ることを目的としています。

ウ 基本財産

2億円(本市全額出捐^{えん})

エ 主な事業内容

- (ア) 国際理解及び国際化に関する啓発及び研修
- (イ) 市内に居住し、又は滞在する外国人に対する支援
- (ウ) 市民による国際交流活動及び国際協力活動に対する支援
- (エ) 国際化の担い手の育成に関する事業
- (オ) 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供

オ 令和2年度決算

当期一般正味財産増減額	△10,721,901円
一般正味財産期首残高	24,916,881円
一般正味財産期末残高	14,194,980円
当期指定正味財産増減額	0円
指定正味財産期首残高	200,000,000円
指定正味財産期末残高	200,000,000円
正味財産期末残高	214,194,980円

(2) 監査の結果

上記の第1及び第5の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務が本市の出捐目的に沿って行われていると認めました。

(3) 意見

当団体は、本市以外の団体に対しても助成金や補助金の申請を積極的に行い財源の確保に努めていますが、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主たる財源である語学教室の収入が大きく減少し、団体の経営状況は悪化しています。語学教室については既にオンラインでの講座を開設し受講者の

確保に取り組まれています。語学教室のほかにも大きな収入が期待できる事業を検討し、経営の安定化を図る必要があると考えます。

本市は、指針を定め多文化共生のまちづくりを進めていますが、当団体の令和2年度からの中長期計画にも掲げられている多文化共生社会の実現に向け、両者でより一層連携しながら、新たな事業展開を検討し、効果的な推進を図られるよう期待します。

5 公益財団法人千里リサイクルプラザに係る監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人千里リサイクルプラザの概要

ア 設立年月日

平成4年(1992年)3月16日(平成24年(2012年)4月に財団法人から移行)

イ 団体の目的

当団体は、地球環境保全の重要性にかんがみ、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業を展開し、もって持続可能な社会への転換に寄与することを目的としています。

ウ 基本財産

9億6,328万円(うち本市5億3,880万円出捐)

エ 主な事業内容

- (ア) 啓発・普及活動等に関する事業
- (イ) 市民研究等に関する事業
- (ウ) 講演及び講座の開催等教育に関する事業

オ 令和2年度決算

当期一般正味財産増減額	2,933,137円
一般正味財産期首残高	18,742,639円
一般正味財産期末残高	21,675,776円
当期指定正味財産増減額	△46,128,000円
指定正味財産期首残高	1,272,624,000円
指定正味財産期末残高	1,226,496,000円
正味財産期末残高	1,248,171,776円

(2) 監査の結果

上記の第1及び第5の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務が本市の出捐目的に沿って行われていると認めました。ただし、監査実施時点において、次のとおり是正を要する事項が見受けられました。

貸借対照表と固定資産台帳は一元管理される必要があり、貸借対照表の固定資産の価額は固定資産台帳に基づき計上されるべきものですが、減価償却額及び償却後の残高を固定資産台帳以外の固定資産現在高表で管理し、これ

に基づいて貸借対照表及び固定資産台帳を作成するという二元管理をしていました。その結果、その他固定資産のソフトウェア1件について減価償却額に修正の必要が生じた際に固定資産台帳の修正が漏れ、貸借対照表と固定資産台帳の固定資産の価額が一致していませんでした。

(3) 意見

当団体が設立された平成4年当時、当団体が管理運営を受託した資源リサイクルセンターには、ごみの減量やリサイクルの啓発・普及のための先進的な施設として全国から多くの団体が視察に訪れました。それから30年が経過し、環境問題が地球規模で深刻化する今、世界的にSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け様々な取組が進められています。

当団体が指定管理を行う資源リサイクルセンターの設置目的は平成4年から変更されていませんが、当団体においては、平成24年の公益財団法人への移行の際に、それまでの視点を拡大し、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業の展開をその目的としています。従前からのごみの減量やリサイクルといった事業にとどまらず、SDGsの達成に向けた事業に積極的に取り組んでください。

6 吹田市開発ビル株式会社に係る監査の結果及び意見

(1) 吹田市開発ビル株式会社の概要

ア 設立年月日

昭和52年（1977年）3月12日

イ 団体の目的

当団体は、不動産の売買、賃貸及び管理、駐車場の経営、たばこ及び飲食料品等の販売、経営に関する調査研究及び指導、損害保険代理業、生命保険代理業及び広告代理業並びにこれらの事業に付帯する一切の事業を営むことを目的としています。

ウ 資本金

1億円（うち本市4,100万円出資）

エ 主な事業内容

(ア) 吹田さんくす及びメロード吹田の保留床の賃貸管理

(イ) 駐車場の経営

オ 第45期（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）決算

当期収入合計	744,388,417円
当期支出合計	618,622,724円
当期利益	125,765,693円
前期繰越利益剰余金	834,462,739円
繰越利益剰余金	960,228,432円

(2) 監査の結果

上記の第1及び第5の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務が本市の出資目的に沿って行われていると認めました。ただし、監査実施時点において、次のとおり是正を要する事項が見受けられました。

定款及び経理規程について、法令の改正等に伴って必要な改正がされていませんでした。

(3) 意見

ホームページの掲載内容について、本市の「外郭団体のあり方に関する指針」では、経営状況、事業計画、役員名簿などを積極的に公開することを求めています。不十分なものとなっています。同指針に沿って速やかに情報公開の充実を図ってください。

今回、是正を要する事項として、定款及び経理規程の必要な改正が行われていなかったことについて指摘しています。今後は、法令の改正等に伴う社内関係規程の改正を遺漏なく行うことができるよう、適切に対応してください。

将来的な賃料収入の減少、老朽化した所有施設の更新費用の増加など、今後厳しい経営状況が見込まれますが、事業報告書に「経営健全化目標」という文言が見受けられたものの、経営の健全化に向けた取組についての具体的なビジョンや行程を確認することはできませんでした。経営の健全化を図るためには、正確な企業価値を把握し、健全化に向けた取組を計画的に進める必要があります。そのために、外部専門家の支援を受けることも視野に入れ、より効果的な方法を検討してください。

第6 財政援助団体等監査（指定管理者）

1 監査の対象

(1) 対象事務

地方自治法第199条第7項に規定する本市の公の施設の指定管理者の当該指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行いました。

(2) 対象団体

吹田市立やすらぎ苑指定管理者 すいた斎苑管理グループ

2 監査の着眼点

(1) 施設が関係法令（条例等を含む。）の定めるところにより、適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。

(3) 条例に基づき使用料等が減免されている場合は、その手続が適正に行われているか。

- (4) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組がなされているか。
- (5) 指定管理施設の管理に係る経理が適正になされているか。また、他の事業との会計区分が明確になっているか。
- (6) 指定管理施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。また、領収書等の証書類の整備及び保存が適切か。
- (7) 指定管理施設の管理に係る管理規程、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (8) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

3 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和3年9月16日から令和4年3月29日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び指定管理施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、指定管理施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び指定管理施設の所管部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び徴取した事項の評価を行いました。

事前監査及び本監査は、いずれも、吹田市監査基準に準拠し、令和3年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、監査の着眼点を踏まえて行いました。

4 指定管理者の概要等

(1) 指定管理者の概要

すいた斎苑管理グループ

代表団体 イージス・グループ有限責任事業組合

(2) 指定管理施設の概要

ア 名称

吹田市立やすらぎ苑

イ 所在地

吹田市吹東町17番1号

ウ 主な施設

火葬炉、焼却炉、収骨室、待合室

(3) 指定管理業務等の概要

ア 主な指定管理業務

火葬の実施に関する業務、貸室の使用の許可に関する業務並びに施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ 利用料金制の適用

なし

ウ 指定の期間

平成30年（2018年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

エ 選定の方法

公募

オ 指定管理料

平成30年度 65,917,000円

令和元年度 66,422,000円

令和2年度 67,587,000円

令和3年度 67,919,000円

令和4年度 68,357,000円

合計 336,202,000円

カ 所管部局

環境部環境政策室

5 監査の結果

上記の第1及び第6の1から3までの記載事項のとおり監査した限りでは、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務が指定管理に係る協定等に沿って行われていると認めました。

6 意見

当指定管理者の開設したやすらぎ苑のホームページでは、施設からのお知らせのほか、お礼の声などが紹介されています。また、令和2年度の利用者アンケート調査では、施設職員に関する意見のほぼ全てが肯定的です。これらのことから、当指定管理者による運営は、高評価を受けているといえます。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症対策のため、消毒用の物品の購入費用などが生じていますが、本市と当指定管理者との間で平成30年4月1日に締結した基本協定では、これらの費用が生じることは想定されておらず、これらの費用は単に「市以外の要因による運営費の膨張」として、当指定管理者の負担となっています。また、光熱水費の価格の変動に伴う経費の増についても、同協定では、当指定管理者の負担となっています。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、世界情勢に起因するエネルギー供給不足など、基本協定の締結時に想定していなかったリスクが更に生じるおそれがありますので、そのような場合には、必要に応じて本市と当指定管理者とで協議し、引き続き安定して良質なサービスが提供されるよう努めてください。

第7 今年度の監査結果報告の記載について

これまでの財務監査及び行政監査では、ごく軽易なものを除き、ルールに反した事務処理の全てを、是正を要する事項として監査結果報告に記載してきました。

しかし、事務処理には法令から庁内通知等の内規まで様々なルールが関係しており、ルールに反した事務処理により生じるリスクも様々です。

そこで、今年度の監査では、職員に対し、ルールに反した事務処理の中でも特に重大なリスクの生じるおそれのあるものに注意を向けてもらえるよう、監査結果報告に記載する際の方法を変更しました。

監査結果報告に記載するものは、法令等に違反する、本市に損害を与えるなどの重大なリスクが現に生じているものや、そこに至るおそれが高く、「今後、注意して事務を行う」「職場内で当該ルールの周知を図る」などの当然の対応以外に何らかの特別な措置を講ずる必要があると判断したものに限定することとしました。

現に重大なリスクが生じておらず、単発的な誤りなど、重大なリスクに至るおそれの低いものについては、事前監査の現場で室課長に補正を求め、又は書面で部局長に報告するにとどめ、監査結果報告に記載しないこととしました。

財政援助団体等監査においても、財務監査及び行政監査と同様に、重大なリスクが現に生じているもの及びそこに至るおそれが高いものに限り、監査結果報告に記載することとしました。

監査対象部局及び監査対象団体における改善に向けた取組に加えて、この変更により、本監査結果報告に記載した是正を要する事項の件数は、これまでよりも大幅に減少しています。